

転入促進 WEB 広告情報発信業務委託仕様書

- 1 業 務 名 転入促進 WEB 広告情報発信業務委託
- 2 期 間 契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 内 容

【概要】

本件は、市内への移住者の増加を目的に、東京圏在住の不動産総合情報ポータルサイト※（以下本文で「サイト」という。）の利用者などを対象に、本市のターゲット特性を踏まえた効率的で効果的な移住 PR 情報の発信を行う。方法は、サイト内に市 PR ページを設けるほか、同ページへ誘導するための WEB 広告を出稿するものとする。
※複数の不動産会社が物件情報を掲載し、ユーザーが物件を検索可能なシステムを備えた Web サイト

【対象】

- (1) 東京圏在住者
東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県
- (2) 広報のターゲット
新婚世帯、子育て世帯（主に小学生以下の子供がいる世帯）のうち、住宅の取得又は住み替えを検討する者（以下「子育て世帯等」）

【方法】

- (1) 受託者の運営するサイト内に、市移住 PR ページを制作・掲載
- (2) サイト内に、(1) で制作したページへ誘導するためのバナーを制作・掲載
- (3) ターゲット広告として WEB バナーを制作・出稿し、外部サイト（Google・ヤフー等）に掲載。バナーより (1) で制作した市移住 PR ページへ誘導する

【サイトについて】

不動産総合情報サイトは、受託者が運営するものとし、多くの利用者（物件登録数 260 万件以上・月間ページビュー数 3 億 1 千万以上・月間ユニークユーザー数 1,500 万以上、関東 1 都 6 県）を有しかつ、第 3 者機関の顧客満足度調査で、サイトの検索や使いやすさ、物件情報の充実度などにおいて高評価を受けていることとする。

【PR ページについて】

市への移住を促進する目的のページとする。盛り込む内容の概要は、市が 2024 年 3 月に発行した移住 PR 紙「住み替えあびこナビ」等を参照のこと。写真や図・表といった、ビジュアルに訴える内容とし、若い子育て世代を中心に、本市への移住メリットが具体的で伝わりやすいものとする。

なお、ページの素材となる最新データは発注者が提供し、それらをもとに受託者がページを制作する。詳細は、受託後に発注者と協議のうえ、内容を決定する。

ページへのアクセスは、受託者が制作した、サイト内に掲載したバナーからの誘導ほか、外部サイトに掲載のターゲット広告からもアクセスを可能とすること。

【サイト内に掲載するバナーについて】

掲載場所は、サイト内とする。市内への移住促進を目的に、東京圏で住宅を探す層のアクセスが多いページに掲載し、広告効果の最大化を目指すこと。

【外部サイトに掲載するターゲット広告について】

本件の目的達成のため、受託者の保有するデータを基に、ターゲット層に最も効果的に表示されるよう掲載する。使用する WEB バナーは、受託者が制作する。尚、外部サイトは、JICDAQ 一般社団法人デジタル広告品質認証機構の認証を受け、適切な業務プロセスでデジタル広告に関わる事業者とする。

【掲載期間】

- (1) PR ページ：6 か月
- (2) サイト内バナー：1 か月
- (3) 外部サイト掲載のターゲット広告：6 か月（PR ページ掲載開始と同時）
掲載開始時期・終期は受託後に発注者と協議のうえ決定する。

4 納入品

- (1) PR ページ：pdf データ
- (2) バナー：画像データ (png)
- (3) 成果報告書（任意様式。ただし、下記の数値を必ず盛り込むこと）

受託者は、実施した広告に関する十分な検証・分析を行い、WEB広告を活用した本市の移住PRについて報告すること。

- ①PR ページへのアクセス数（アクセス元ごとに）
- ②不動産サイト内、外部サイトへのバナー表示回数
- ③上記②バナーのクリック数と割合（CTR）

④上記②および③それぞれの CPM、CPC

⑤その他、必要に応じて指標などを加え、わかりやすくすること

5 納入場所・納入時期

発注者と別途協議

6 業務にあたっての特記事項

(1)一括再委託の禁止

①転入促進 WEB 広告情報発信業務委託にかかる業務のうち、主要業務である制作を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない

②契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない

③業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得ること

(2)著作権に関すること

制作業務に係る記事、地図、イラスト、未使用を含む写真及びロゴ等の成果品にかかる著作権は、市に帰属するものである。また、成果品は加工・未加工を問わず、市が作成するホームページや印刷物等のほか、市の PR に使用できるものとする。

(3)個人情報等の取り扱い

個人情報は、「我孫子市個人情報取扱特記事項」その他法令に基づくほか、次によるものとする。

①住所、氏名等の個人情報の取り扱い及び保管については、十分に留意すること

②本業務の遂行上、残が生じた文書等は、すべて市に返却すること

7 その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受託者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上これを定める。

8 担当課

我孫子市役所 企画総務部 秘書広報課 あびこの魅力発信室

TEL 04-7185-2493

FAX 04-7185-1520